

小倉りえこの質問及び、担当課からの答弁（まとめ）

質問項目：



- 【総務費】 債務負担行為の考え方について
1. 予算計上の考え方について
  2. 効率的な実施に向けた周知について

- 【教育費】 文化財保存の考え方について
1. 教育委員会の具体的な実務について
  2. 区の積極的・学術的な取り組みについて
  3. 積極的な周知啓発と、庁内における文化財保護の共有意識の向上

\* 予算特別委員会とは、来年度予算について審議するために設置された特別委員会のことで、予算案について担当課長に質問します。

## 【総務費】

### 債務負担行為の考え方について

Q: 事業を計画して執行していく際に、年度単位で予算を計上するもの、債務負担行為をあらかじめ設定して予算を計上するものがある。それぞれ予算計上の考え方はどのようなものか。また、港区基本計画にも掲載されている整備などの計画事業の場合、どちらの基準（単年度・複数年度）の予算の確保に該当するものなのか、それはどこの部門が決めることなのか。

\* 債務負担行為：年度中に支払う予定はないものの、将来に発生する見込みが確実な支出のこと。「債務を負担する」ことで、予算において定める必要がある。議会の議決が必要。

A： 財政課長

予算においては、支出する経費の財源はその年度の収入をもって充てるべきという会計年度独立の原則のもと予算計上するものと、その例外として、複数の会計年度にわたって執行を完了するため、あらかじめ予算で債務負担を定めておく債務負担行為の制度がある。

予算における債務負担行為の設定においては、所管課からの予算要求に基づき、予算編成の中でその必要性について検討を行い、所管課と財政課の調整の中でその要否を決定している。基本計画における計画計上事業などにおいては、主に複数年を要する大規模な施設整備などについて債務負担行為を予算で定めている。

Q: 麻布十番商店街大通りの道路整備は、港区基本計画では3年間の計画事業となっているものの、予算の付け方が「単年度予算要求」を3年間繰り返すことになっていると聞いている。毎年工事業者の入札・契約で3ヶ月を要することになるため、せめて複数年における計画事業は債務負担行為で予算編成を行い、全体の工事期間短縮に努めていただきたい。また、庁内における予算要求のあり方の適切な周知をお願いします。

A： 財政課長

区は、予算事務に関する内部向けの実務担当者研修を毎年実施しており、債務負担行為制度についても研修の内容に含めている。今後は、これまで区が実施してきた債務負担行為の事例についても研修内容とすることで、債務負担行為に関する制度の正確な理解を促すとともに、その適切な活用についても周知する。

## 【教育費】

### 文化財保存の考え方について

Q： 文化財の対応について、港区独自で何かできるということは多くない。国や東京都などと協議が必要なものがほとんどである一方、土地の所有者である民間事業者に判断が委ねられているものもあり、その中で港区教育委員会はどのようなことをしているのか、文化財対応における教育委員会の具体的な実務は何か。

A： 図書・文化財課長

文化財について港区教育委員会は、文化財保護法や港区埋蔵文化財取扱要綱等に基づき、埋蔵文化財発掘届・通知の受理、調査の実施、調査の立会い、計画変更等の協議、区史跡指定等の実務を、東京都教育委員会、文化庁と連携しながら行っている。さらに文化財に関する実務から得られた成果は、港区立郷土歴史館の展示や各種の事業に生かしている。

Q： 区の方から積極的に文化財を発見しよう、学術的なアップデートをしていこうという動きはあまり目立っていない。何か努力されていることはあるか。

A： 図書・文化財課長

文化財に関する積極的な試みとして、令和2年12月区の学術研究を目的として、芝丸山古墳の遺構確認調査を実施した。今回の調査の結果、古墳築造当初の様相をつかむことはできなかったが、6世紀中頃の円筒埴輪片、須恵器の甕片、増上寺の焼失した五重塔のものと考えられる瓦が出土するなど、新たな成果が得られた。

また、令和元年度には、幕末の1861年に発生した東禅寺事件に関わる史料である「東禅寺事件銀製メダル及び江幡家文書」の発見があった。文化財的な検討を行ったところ、現存するメダルは造幣局が所蔵する1点が確認されているのみで、今回のメダルには、事件で亡くなった江幡吉平に関わる文書群が一括して受け継がれており、歴史的価値が高い史料であると判断して、令和2年度に、港区文化財保護審議会の審議を経て、港区指定文化財に指定した。現在、郷土歴史館で、この史料を含めた、令和2年度新指定文化財展を開催し、区民に広く公開するとともに、新たな文化財の発見に向け、取り組んでいる。

Q： 文化財所有者が外部だとしても、港区は文化も文化財も歴史も大切に作る区だと、内外にもっとアピールしていただきたい。そのためには教育委員会にはもっと文化や文化財について積極的に周知啓発を行っていただき、庁内においても文化財保護の共有意識を高める存在であるべき。

A： 図書・文化財課長

文化財に関する周知・啓発として、郷土歴史館の常設展、特別展、企画展を通じて、港区の文化財に幅広く興味を持っていただけるように取り組んでいる。令和2年度は、特別展として「1964年東京オリンピックと都市の交通」、宮内庁宮内公文書館との共催による「港区と皇室の近代」を開催し、大変好評をいただいた。

対外的な刊行物としては、区の調査研究の成果を学術的に公表する港区立郷土歴史館研究紀要、港区埋蔵文化財調査年報、各種の調査報告書等、港区文化財のしおり、考古学ブックレット、歴史館ニュース、子ども向けの歴史館ファイル等を発行するほか、広報みなとや郷土歴史館ホームページにより積極的な情報発信に努めている。

庁内向けとしては、坂道の標柱や文化資源の案内板を建てる部署に対して解説文作成の協力、文化財に関する講座への講師派遣、歴史資料の提供など、庁内各部署と連携して文化財の保護と教育に取り組んでいる。今後も、文化財を所管する組織として、文化財保護の意識を高める役割を積極的に果たす。

以上